平成２２年（フ）第１４号
千葉県銚子市南小川町4106番地
債務者　赤羽　　博
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第６００号
静岡県伊東市大原３丁目10番17号
債務者　笹本喜世彦
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６０１号
静岡県伊東市大原３丁目10番17号
債務者　笹本惠津子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２２７２号
名古屋市緑区鳴海町字山下63番地の１　宝マンション野並南1203号
債務者　西野　慶子（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０８号
名古屋市緑区四本木566番地
債務者　尾関美千子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０４号
名古屋市千種区今池２丁目23番８号　七福ビル401号
債務者　神田美由紀
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９号
福岡県久留米市善導寺町与田103番地３
債務者　木下　和子（旧姓久米）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６号
沖縄県名護市宮里１丁目23番７―203号　前の宮ビル
債務者　宮城　知里
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第９号
山形県鶴岡市日和田町19番10号
債務者　澤谷　　薫
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３４号
愛知県一宮市北方町曽根字村裏東1038番地１
債務者　馬場　伸浩
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２４５０号
京都市伏見区深草善導寺町34番地１　深草コーポ103号
債務者　丹原　利夫
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４５１号
京都市伏見区深草善導寺町34番地１　深草コーポ103号
債務者　丹原　和子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
京都市左京区松ケ崎正田町７―７、住民票上の住所京都市左京区松ケ崎木ノ本町18番地の23
債務者　今井　千鶴（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
京都市下京区大宮通高辻下る高辻大宮町110番地７　宇田ビル５Ｆ
債務者　川﨑　照明
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
京都市中京区西ノ京南聖町10番地　丸美ハイツ613号
債務者　伊勢山運輸こと　足立　幸治
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
京都府向日市物集女町南条15番地の８
債務者　服部　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
京都市上京区上立売通千本東入２丁目上る姥ケ北町811番地
債務者　服部　花枝
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
京都府宇治市広野町尖山48番地の５
債務者　谷口　寿明
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係